
佐 渡 市 公 用 車 売 却 実 施 要 領

車両の入れ替え等により不用になった公用車（以下「車両」という。）を、オープンカウンター方式（※）により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、本件の参加資格に、住民登録地、居住地又は法人登記地の要件はありません

※ オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

（売却対象の車両）

- 1 売却対象の車両は、次に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用した車両につき劣化、退色、傷又は錆等が見られますので、現物をよくご確認ください。
 - (1) 所有者の変更又は、一時抹消登録にかかる費用は落札者の負担とします。
 - (2) 車体に描かれている佐渡市消防本部の名称等は、落札者の負担で除去してください。
 - (3) 赤色警光灯、アンプ及びサイレン等の装備類は、これを撤去したものを売却します。
 - (4) 上記(3)により車体の形状が変わるため、落札後に本車両を公道で使用するためには、落札者が遅滞なく構造変更の手続きとる必要があります。
 - (5) 本車両は、車検満了日を過ぎているため、公道上を自走させるためには、自動車の臨時運行許可を得る必要があります。自動車の臨時運行許可申請は、佐渡市役所、各支所及び各行政サービスセンターで行うことができます。
 - (6) 本車両を自走させるためには、落札者において自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に加入する必要があります。

物件番号 1

車名	日野
登録番号	新潟 88 や 3018
型式	KC-PR4FPDF
原動機の型式	F21C
初度登録年月	平成 10 年 2 月
自動車の種別	普通
用途	特種
車体の形状	消防車
乗車定員	6 人
車両重量・車両総重量	18950kg・19280kg
長さ・幅・高さ	1,058cm・249cm・356cm
走行距離	18,249km
燃料の種類・総排気量	軽油・20.78L
車検満了日	令和 6 年 2 月 24 日
最低売却価格	500,000 円
備考	保管場所 佐渡市消防本部 (新潟県佐渡市八幡 58 番地) 連絡先 佐渡市消防本部警防課施設・装備係 (電話：0259-51-0122)



(参加資格)

- 2 参加資格を有する者は、18 歳以上の自然人又は法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者としします。本件に、住民登録地、居住地又は法人登記地の要件はありません。

ただし、次に該当する者は、本入札への参加を認めないものとしします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の各号に該当する以下の者

ア 本入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、本売買契約締結のために必要な同意を得ていない者）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者

(見積書の受付期間及び場所)

- 3 本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に必要事項を記載した見積書（別紙 1）及び誓約書（別紙 2）を封筒（別紙 3 参照）に入れ提出してください。

なお、転売を目的とする者は、見積書提出の際に古物商許可証の写しを同封してください。過去に入札に参加し、許可証の写しを提出した方も同様とします。

- (1) 見積書受付期間 令和 6 年 9 月 10 日（火）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、土日祝日は除きます。）

郵送の場合も、令和 6 年 9 月 30 日（月）必着とします。

- (2) 見積書受付場所 佐渡市役所財務部財産管理課管財係 電話（0259）67-7036

(車両確認期間)

- 4 車両確認期間中は、物品を保管する場所で車両を確認することができます。車両の確認を希望する場合は、事前に担当へご連絡ください。

- (1) 期 間 令和 6 年 9 月 16 日（月）～令和 6 年 9 月 22 日（日）

- (2) 連絡先 佐渡市消防本部警防課施設・装備係 電話（0259）51-0122

(落札者の決定)

- 5 開札は、令和 6 年 10 月 1 日（火）午前 10 時から、非公開で行います。有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上かつ最高価格を記載した者をもって、落札者と決定し、落札者には電話、ファクシミリ又は電子メールにて通知します。落札となる同価格の応札者が 2 名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

なお、落札者が辞退した場合は、次点の者に連絡をする場合があります。次点の者が 2 名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ、次点の者を決定することとし、次点の者が辞退した場合は、以降同様の取扱いとします。

(売買代金)

- 6 落札者が見積書に記載した金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を売却代金とし、落札者決定後、現金で納入していただきます。

(所有権の移転及び車両の引渡し)

- 7 所有権の移転及び車両の引渡しについては、次の各号のとおりとします。
- (1) 売却車両の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。
 - (2) 落札者は、令和 6 年 10 月 8 日(火)から令和 6 年 10 月 22 日(火)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までに車両を搬出してください(ただし、土日祝日は除きます。)。搬出にあたっては、その前日（前日が土日祝日の場合は、その前の平日）の正午までに、佐渡市消防本部警防課施設・装備係に、搬出日時と搬出する者の氏名を伝えてください。
 - (3) 車両の引渡し方法は現状渡しとし、名義変更等すべての手続き（所有者変更、自賠責保険の加入等）は落札者の負担で行うものとします。
また、引渡し後に生じる一切の経費についても落札者が負担するものとし、車両の不調や故障についての補償は一切行ないません。
落札者（代理人が搬出する際は、代理人）は、車両引渡しの際に、本人確認書類（運転免許証など）を提示し、領収証書の写し及び受領証（別紙 4）を提出してください。
 - (4) 落札者は、令和 6 年 11 月 22 日（金）までに、次の書類等を財産管理課管財係に提出してください。（電子メールでの提出可）
ア 所有者変更後の車検証の写し、一時抹消登録証の写し、輸出抹消仮登録証の写し
又は、永久抹消登録証の写し
イ 車体に描かれている佐渡市の名称等の全てを除去したことが分かる写真

(かし担保責任)

- 8 落札者は、売買代金を納入後、売却車両に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

(結果の公開)

- 9 見積り合せの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

(その他の留意事項)

- 10 その他の留意事項については、次の各号のとおりです。
- (1) 参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。
 - (2) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。
 - (3) その他不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所 財務部 財産管理課 管財係
電話 (0259) 67-7036 FAX (0259) 63-3300
電子メール s-zaisan@city.sado.niigata.jp